

日本労働年鑑 第52集 1982年版
The Labour Year Book of Japan 1982

第二部 労働運動

VII 公害反対闘争

6 スモン闘争

一九八〇、八一年のスモン闘争の焦点は、「投薬証明書のない患者」の救済におかれていた(これまでの経過については、本年鑑一九八一年版三一八頁以下参照)。すなわち、八〇年二月以降、「スモンの会全国連絡協議会」に結集する患者、弁護団らは、投薬証明書がないスモン患者の早期完全救済を求め、厚生省交渉、製薬会社にたいする抗議行動、裁判所にたいする具体的勧告を出すようにとの要請行動をおこなった。そのようななかで、八〇年六月には、東京地裁から投薬証明のない患者にたいして製薬三社が和解金を負担すべきとの勧告が出され、六月には札幌高裁より、国と製薬三社に各三分の一ずつの負担割合を示して、投薬証明書がなくいずれの会社のキノホルム剤を服用したかが証明できない原告にたいしても賠償責任を負うべきであるとの勧告が出された。製薬三社は、いずれの勧告をも無視したが、患者らはさらに強力に厚生大臣交渉をはじめとする抗議行動を展開した結果、十一月になって、製薬三社は初めて厚生大臣にたいして「投薬証明書のない患者についても賠償金を負担する」との回答を出した。ところがその後、製薬三社は、賠償金負担の具体的方法は東京地裁における協議できめる、あるいは投薬証明書のない原告については司法的根拠のない和解だから賠償金を減額する、さらには弁護団にたいして、提訴患者数を六五〇〇人で打ち切るようになどの要求を出してきた。そのため、八一年に入ってから、投薬証明書のない患者への賠償金の支払いは進展してない(「公害弁連第一〇回大会議案書」一九八一年三月、三六～四〇頁)。なお、八一年五月現在の提訴と和解状況を示すと、第104表のとおりである。

日本労働年鑑 第52集 1982年版

発行 1981年11月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年9月18日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1982年版(第52集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)